

# 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の見直しポイント

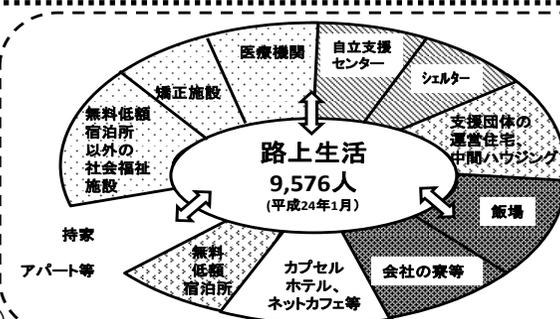
## 概要

- 現行の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(平成20年厚生労働省・国土交通省告示第1号)は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号。以下「法」。)に基づき、平成20年7月に策定。この基本方針の運営期間は、5年間とされており、平成25年7月30日に期間を満了する予定である。
  - \* また、平成24年6月に10年間の時限立法であった法の期限が、さらに5年間延長されたことに伴い、引き続き法に基づく基本方針を策定するもの。
- このため、平成24年1月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」の調査結果に関する分析・検証を行った検討会報告書の内容などを基にしながら、最近のホームレスの動向やその取り巻く環境を踏まえて見直しを行ったもの。

## 平成24年「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)検討会」報告書のポイント

路上等のホームレスの数は、大幅に減少してきているものの(H15年:25,296人→H24年:9,576人)、その背後には、様々な居住の不安定を抱える層が存在し、これらの層が何らかの屋根のある場所と、路上とを行き来している状況。

- 高齢層における路上(野宿)生活の固定化・定着化の進行。
- 一方で、人間関係により仕事をやめたり、家庭内の人間関係や借金など多様な要因により、路上(野宿)生活に陥る若年層の存在。
- 路上(野宿)生活を一度脱却しても、再度路上(野宿)生活に戻ってしまう層の存在(再路上化の問題)。



## 今回の見直しポイント

### 〈固定・定着化が進む高齢層に対する支援〉

- 粘り強い相談支援により、社会生活に復帰させるよう努める。現状としては、一度ホームレスになりその期間が長期化した場合、ホームレスからの脱却が難しくなるという実態があることから、できる限り、路上(野宿)生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努める。

### 〈若年層に対する支援〉

- 直ちに一般就労が難しい者に対しては、事業所での軽易な作業等の就労機会の提供を通じて、一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う「中間的就労」に取り組んでもらうため、NPO等と連携しながら、このような中間的就労の場の推進・充実を図る。  
また、学校教育の段階では、体系的なキャリア教育を推進する。

※ ホームレスの平均年齢は59.3歳で45歳未満の者は全体の約9%となっており(H24年生活実態調査)、「若年層」とは概ねこのような年齢層をいう。

### 〈再路上化への対応〉

- 就労によりアパート等を確保したことにより、路上(野宿)生活を脱した後、再度、路上(野宿)生活に戻ることを防止するため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、地域福祉の視点からも見守り支援等に取り組む。